

令和7年度国保事業費納付金等の仮算定結果 及び本算定に係る算定方法について

福島県保健福祉部国民健康保険課

令和6年12月23日

目次

- 1 仮算定結果(まとめ)
- 2 被保険者数及び診療費の推計結果について
- 3 仮算定結果(医療分)
- 4 仮算定結果(後期高齢者支援金分)
- 5 仮算定結果(介護納付金分)
- 6 県財政安定化基金充当額の検討
- 7 本算定に係る算定方法について

1 仮算定結果(まとめ)

(1)標準保険料率(市町村計)

R7年度仮算定(基金充当無し)

	所得割	均等割	平等割
医療分	6.52%	28,273円	18,764円
後期分	3.01%	12,924円	8,578円
介護分	2.26%	11,435円	5,735円

R6年度本算定との差

	所得割	均等割	平等割
医療分	▲0.06%	+244円	+82円
後期分	+0.59%	+ 2,799円	+1,827円
介護分	+ 0.04%	+25円	+98円

(2)1人当たり負担額

R7年度仮算定(基金充当無し)

	1人当たり納付金額	1人当たり保険料
医療分	87,214円	74,556円
後期分	35,316円	33,935円
介護分	10,051円	9,344円
合計	132,581円	117,835円

R6年度本算定との差

	1人当たり納付金額	1人当たり保険料
医療分	+408円	+326円
後期分	+6,729円	+7,168円
介護分	+168円	+204円
合計	+7,305円	+7,698円

2 被保険者数及び診療費の推計結果について

(1) R7年度平均被保険者数の推計結果 (コーホート要因により推計) 336,523人

(2) R7年度診療費総額等の推計結果(過去の伸び率により推計)

診療費総額:約1,468億円

1人当たり診療費:436,298円

※ 納付金等の算出に用いる給付費総額の算出方法について

被保険者1人当たり診療費 × 被保険者数推計(コーホート要因法) × 給付率推計

⇒ 被保険者1人当たり診療費の推計に当たっては、過去の伸び率を使用する

3 仮算定結果(医療分)

(1) 概要(基金充当なし)

	R7仮算定	R6本算定	差
保険給付費 (県全体)	1,232億円	1,265億円	▲33億円
市町村納付金合計	292億円	299億円	▲7億円
保険料総額	249億円	256億円	▲7億円
1人当たり納付金額	87,214円	86,806円	+408円
1人当たり保険料	74,556円	74,230円	+326円

※ R6年度本算定においては、県財政安定化基金から11億円を充当した

(2) 検証

・県が交付を受ける前期高齢者交付金が前年度と比較して増加した一方、国による高額医療費負担金の 見直しにより交付額が減額となる見込みであることが影響し、1人当たり納付金は増加した。

3 仮算定結果(医療分)

(3)前年度からの変更点

	R7仮算定	R6本算定	備考
医療費指数反映係数 α	0.8	1.0	医療費の支え合いの度合いを上げる
所得係数β(国が示す値)	0.8446059159603	0.8533888098106	昨年度同様、国が示す値を採用する
標準的な収納率反映係数 δ	0.2	0.0	標準的な収納率による納付金額の調 整の度合いを上げる

(4) 県全体の費用(県単位化)として取り扱う経費(+)・公費(-)

	R7仮算定	R6本算定
経費(+)	・審査支払手数料(療養費分含む) ・出産育児諸費 ・葬祭諸費	なし
公費(-)	・保険者努力支援制度(県)・地方単独事業助成分(子どもの医療費市町村一般会計繰入金)・特別調整交付金(20歳未満の被保険者)・出産育児一時金(法定繰入分)	・保険者努力支援制度(県) ※一部を県全体の歳入としていた

3 仮算定結果(医療分)

(5) 医療費指数と収納率向上に関するインセンティブ(県2号繰入金)の取扱について

- ・交付額について 医療費指数反映係数の調整に伴う負担増に対する支援:交付合計額 約0.5億円
 - 保険税収納率の向上:交付合計額 約2.4億円
- ・当該インセンティブについては、市町村との協議に基づき、県による統一に向けた激変緩和策として R11年度まで交付することとした
- ・当該インセンティブについては、使途を限定していないため、市町村の判断に基づいて活用する

4 仮算定結果(後期高齢者支援金分)

(1) 概要(基金充当なし)

	R7仮算定	R6本算定	差
後期高齢者支援金等	255億円	253億円	+ 2億円
市町村納付金合計	118億円	98億円	+20億円
保険料総額	114億円	92億円	+22億円
1人当たり後期高齢者 支援金等	76,152円	73,537円	+2,615円
1人当たり納付金額	35,316円	28,587円	+6,729円
1人当たり保険料	33,935円	26,767円	+7,168円

(2) 検証

- ・1人当たり納付金額が増加した最大の要因は、高齢化により、1人当たり後期高齢者支援金の額が増加したことによるもの
- ・加えて、昨年度は県基金から18億円を充当し、1人当たり納付金・保険料が抑制されたため、今回の 算定で基金を充当していない状態と比較すると、1人当たり納付金・保険料が大きく増加する結果と なった

4 仮算定結果(後期高齢者支援金分)

(3) 前年度からの変更点

	R7仮算定	R6本算定	備考
所得係数β(国が示す値)	0.8377364062762	0.8502217493084	昨年度同様、国が示す値を採用する
標準的な収納率反映係数 δ	0.2	0.0	標準的な収納率による納付金額の調 整の度合いを上げる

(4) 県全体の費用(県単位化)として取り扱う経費(+)・公費(-)

	R7仮算定	R6本算定
経費 (+)	なし	なし
公費 (-)	なし	なし

5 仮算定結果(介護納付金分)

(1) 概要(基金充当なし)

	R7仮算定 R6本算定		差
介護納付金	73億円	77億円	▲4億円
市町村納付金合計	33.6億円	34.0億円	▲0.4億円
保険料総額	31.3億円	31.5億円	▲0.2億円
1人当たり介護納付金	21,900円	22,372円	▲472円
1人当たり納付金額	10,051円	9,883円	+168円
1人当たり保険料	9,344円	9,140円	+204円

(2) 検証

・1人当たり介護納付金は前年度比で減少しているが、昨年度は県基金から2億円を充当し1人当たり納付金・保険料が抑制されたため、今回の算定で基金を充当していない状態と比較すると、1人当たり納付金・保険料は増加する結果となった。

5 仮算定結果(介護納付金分)

(3) 前年度からの変更点

	R7仮算定	R6本算定	備考
所得係数β(国が示す値)	0.8350900862531	0.8435512844532	
標準的な収納率反映係数 δ	0.2	0.0	標準的な収納率による納付金額の調 整の度合いを上げる

(4) 県全体の費用(県単位化)として取り扱う経費(+)・公費(-)

	R7仮算定	R6本算定
経費 (+)	なし	なし
公費 (-)	なし	なし

6 県財政安定化基金充当額の検討

(1) 充当可能額:22.4億円

- ・R6年度における取崩後の残高:42.4億円
 - ⇒ R6年度及びR7年度における予備費分を10億円ずつ確保する必要があるため、R7年度の納付金等 軽減に対して確実に充当できる額は、当該20億円を除いた22.4億円となる。

(2) これまでの基金充当に係る基本的な考え方

- ・財政運営の状況を踏まえ、県全体の被保険者に平等に還元する
- ・できるだけ短期間での充当に努める
- ・年度間で全体の納付金が大きく変動しないように充当額の調整を行う

(3) R6年度における充当額

	医療分	後期分	介護分	合計
充当額	11億円	18億円	2億円	31億円

(4) R7年度における充当額について

- ・R7年度仮算定における被保険者規模において、医療分または後期分に対して基金を1億円充当すると、 1人当たり負担額が約298円軽減される
- ・(2)の基本的な考え方を尊重しつつ、R11年度の保険料統一に向け計画的に基金を活用していく必要があることから、中期的な観点で充当について検討する必要があると考えられる
- ・上記を踏まえ、R7年度仮算定においては、取崩可能な22.4億円のうち10億円を充当することとしてはどうか
- ・1人当たり負担額が前年度比で最も増加している<u>後期分に充当</u>することとしてはどうか

6 県財政安定化基金充当額の検討

(7)後期分へ10億円充当後の1人当たり負担額

R7年度仮算定(後期分へ基金10億円充当)

	1人当たり納付金額	1人当たり保険料
医療分	87,214円	74,556円
後期分	32,327円	30,747円
介護分	10,051円	9,344円
合計	129,592円	114,647円

R6年度本算定との差

	1人当たり納付金額	1人当たり保険料
医療分	+408円	+326円
後期分	+3,740円	+3,980円
介護分	+168円	+204円
合計	+4,316円	+4,510円

7 本算定に係る算定方法について

(1) 本算定について

・R7年度国保事業費納付金等の算定方法については、仮算定結果を踏まえ、今後国から示される確定 係数等を反映させることにより、算定するものとする

(2) 財政安定化基金の充当について

・充当額については、引き続き、仮算定における基本的な考え方を基本とし、本算定の結果を踏まえて 再度検討する